

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公開番号】特開2016-54777(P2016-54777A)

【公開日】平成28年4月21日(2016.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-024

【出願番号】特願2014-181270(P2014-181270)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

A 6 3 F 5/04 5 1 2 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月28日(2017.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

絵柄を変動表示する絵柄表示手段と、

前記絵柄の変動表示を停止させるべく操作される停止操作手段と、

所定遊技状態において第1移行可能条件が成立している状況で前記絵柄の変動表示の停止結果が第1移行結果となった場合に第1遊技状態に遊技状態を移行させる第1移行手段と、

前記所定遊技状態において第2移行可能条件が成立している状況で前記絵柄の変動表示の停止結果が第2移行結果となった場合に第2遊技状態に遊技状態を移行させる第2移行手段と、

を備え、

前記第1遊技状態は前記所定遊技状態よりも遊技者にとって有利な遊技状態であり、

前記第2遊技状態は前記所定遊技状態よりも遊技者にとって不利な遊技状態であり、

前記第1移行可能条件が成立している場合であっても前記停止操作手段の操作態様が対応する態様ではない場合には前記絵柄の変動表示の停止結果が前記第1移行結果とならない構成であり、

前記第2移行可能条件が成立している場合であっても前記停止操作手段の操作態様が対応する態様ではない場合には前記絵柄の変動表示の停止結果が前記第2移行結果とならない構成であり、

前記第1移行可能条件が成立したゲームにおいて前記第1移行結果とならなかつた場合であっても当該第1移行可能条件が成立した状態が次のゲームに持ち越され、前記絵柄の変動表示の停止結果が前記第1移行結果となった場合、前記第1移行可能条件が成立している状態が解除される構成であり、

前記第2移行可能条件が成立したゲームにおいて前記第2移行結果とならなかつた場合であっても当該第2移行可能条件が成立した状態が次のゲームに持ち越され、前記絵柄の変動表示の停止結果が前記第2移行結果となった場合、前記第2移行可能条件が成立している状態が解除される構成であり、

前記第2移行可能条件が成立している状況において前記第1移行結果を成立させることができ可能な態様で前記停止操作手段が操作された場合、前記第2移行結果が成立するように

構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記絵柄表示手段は、絵柄を変動表示する変動表示領域を複数備え、  
前記停止操作手段は、複数の前記変動表示領域に対応させて設けられており、  
前記絵柄の変動表示が終了する場合に有効ラインに前記第1移行結果を生じさせるための絵柄が停止することで当該絵柄の変動表示の停止結果が前記第1移行結果となり、前記絵柄の変動表示が終了する場合に前記有効ラインに前記第2移行結果を生じさせるための絵柄が停止することで当該絵柄の変動表示の停止結果が前記第2移行結果となる構成であり、

前記第1移行結果と前記第2移行結果とは一部の前記変動表示領域における停止結果が共通し、残りの前記変動表示領域における停止結果が相違しており、その停止結果が相違する前記変動表示領域においては前記第2移行可能条件が成立している状況にて少なくとも前記第1移行結果を構成する絵柄が前記有効ラインに停止するように対応する前記停止操作手段を操作した場合、前記第2移行結果を構成する絵柄が前記有効ラインに停止するようすら停止結果が設定されていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記第1移行結果は、所定の絵柄表示領域において、絵柄の変動表示状況に対する前記停止操作手段の操作タイミングが所定のタイミングではない場合、前記第1移行結果を生じさせるための絵柄が前記有効ラインに停止しない事象が発生し得る停止結果であり、

前記第2移行結果は、前記所定の絵柄表示領域において、絵柄の変動表示状況に対する前記停止操作手段の操作タイミングが所定のタイミングではない場合、前記第2移行結果を生じさせるための絵柄が前記有効ラインに停止しない事象が発生し得る停止結果であることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項 4】

前記第1移行結果と前記第2移行結果とで停止結果が相違する特定の絵柄表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作が、前記第2移行可能条件が成立している状況において、前記特定の絵柄表示領域とは異なる所定の絵柄表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作よりも後に行われた場合、当該所定の絵柄表示領域の停止結果が前記第2移行結果とは異なる停止結果であれば、前記特定の絵柄表示領域における停止結果が前記第2移行結果に対応する停止結果とならないようにする手段を備えていることを特徴とする請求項2又は3に記載の遊技機。

【請求項 5】

前記第1移行結果と前記第2移行結果とで停止結果が相違する特定の絵柄表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作が、前記第2移行可能条件が成立している状況において、前記第1移行結果と前記第2移行結果とで停止結果が共通する前記変動表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作よりも先に行われた場合、前記特定の絵柄表示領域における停止結果が前記第2移行結果に対応する停止結果とならないようにする規制手段を備えていることを特徴とする請求項2乃至4のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項 6】

前記第1移行結果は、所定の絵柄表示領域において、絵柄の変動表示状況に対する前記停止操作手段の操作タイミングが所定のタイミングではない場合、前記第1移行結果を生じさせるための絵柄が前記有効ラインに停止しない事象が発生し得る停止結果であり、

前記第2移行結果は、前記所定の絵柄表示領域において、絵柄の変動表示状況に対する前記停止操作手段の操作タイミングが所定のタイミングではない場合、前記第2移行結果を生じさせるための絵柄が前記有効ラインに停止しない事象が発生し得る停止結果であり、

前記規制手段は、前記特定の絵柄表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作が、前記第2移行可能条件が成立している状況において、前記所定の変動表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作よりも先に行われた場合、前記特定の絵柄表示領域における停止結果が前記第2移行結果に対応する停止結果とならないようにすることを特徴とする

請求項 5 に記載の遊技機。

**【請求項 7】**

前記第2移行可能条件が成立している状況において前記特定の絵柄表示領域における前記絵柄の変動表示を前記第1移行結果と前記第2移行結果とで停止結果が共通する前記変動表示領域における前記絵柄の変動表示よりも先に停止させた場合、前記特定の絵柄表示領域における絵柄の変動表示状況に対する前記停止操作手段の操作タイミングが特定の停止タイミングであることを少なくとも一の条件として、複数の前記絵柄表示領域における停止結果が第2別移行結果となり得る構成であり、

前記第2移行手段は、前記所定遊技状態において前記第2移行可能条件が成立している状況で前記絵柄の変動表示の停止結果が前記第2別移行結果となった場合にも前記第2移行可能条件の成立として前記第2遊技状態に遊技状態を移行させ、

前記特定の絵柄表示領域は、前記第1移行結果及び前記第1移行可能条件の成立の契機となる停止結果であって前記第1移行結果とは異なる移行結果のうち一方である第1対応移行結果と、前記第2別移行結果とで停止結果が共通することとなる絵柄表示領域であり、

前記第1対応移行結果と前記第2別移行結果とで停止結果が相違する絵柄表示領域について、前記第2移行可能条件が成立している状況において前記第1対応移行結果を構成する絵柄が前記有効ラインに停止するように当該絵柄表示領域に対応する前記停止操作手段が操作された場合、前記第2別移行結果を構成する絵柄が前記有効ラインに停止することを特徴とする請求項5又は6に記載の遊技機。

**【請求項 8】**

前記規制手段は、前記第1対応移行結果と前記第2別移行結果とで停止結果が相違する絵柄表示領域であって前記特定の絵柄表示領域とは異なる絵柄表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作が、前記第2移行可能条件が成立している状況において、前記特定の変動表示領域における前記絵柄の変動表示の停止操作よりも先に行われた場合、当該異なる絵柄表示領域における停止結果が前記第2別移行結果に対応する停止結果とならないようにすることを特徴とする請求項7に記載の遊技機。